

御所スポーツクラブ規約(抜粋)

(名称)

第1条 本クラブは、御所スポーツクラブ(以下「クラブ」という。)と称し、事務所は御所市幸町189-3に置く。

(目的)

第2条 このクラブは、幼児から高齢者まで、それぞれの体力や技術に応じて「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現と心身ともに健全なるスポーツ愛好者の育成にあたるとともに、会員相互の親睦を図り、地域のコミュニティーづくりと健康で明るく豊かな生活の実現に資することを目的とする。

(事業)

第3条 このクラブは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツ教室・スポーツサークル活動の開催
- (2) 各種スポーツ・文化イベントの企画及び開催に関する事業
- (3) その他 目的を達成するために必要な事業

(クラブの構成)

第4条 クラブは、次の者をもって構成する。

- (1) 会 員 クラブの目的に賛同して入会した者。
- (2) 賛助会員 クラブの趣旨に賛同し、事業を援助できる者又は団体。

(入会資格)

第5条 クラブに入会するものは、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 原則として御所市に在住し、クラブの目的に賛同できるものであること。ただし、趣旨に賛同し、入会を希望する者は、区域を越えて入会できる。
- (2) クラブで定める諸規定を遵守できるものであること。

(除名)

第6条 クラブは、前条の規定を遵守できない会員については、運営委員会の決議により除名することができる。

(入会手続き)

第7条 クラブに入会を希望する者は、所定の手続きにより申し込むものとする。また、入会后入会申込時の記載事項に変更が生じた時は、速やかに届け出なければならない。

(会費)

第8条 会員は、クラブが別に定める会費を納入しなければならない。

(会費の不返還)

第9条 一旦入金した会費は、原則として返還しない。

(会費の滞納)

第10条 会員が2ヵ月以上にわたり、諸経費を滞納した場合、クラブは会員を退会させることができる。

(自己の責任)

第24条 会員は、クラブの活動に際しては、クラブの諸規定及び施設管理者並びに指導者の指示に従い、自己責任において行動するものとする。また、盗難、傷害等の事故が起こっても、クラブ及び指導者に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第25条 会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。クラブは、その活動中の傷害にあつては、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

※正規の御所スポーツクラブ規約は、入会后お渡しいたします。